

第4章

全体構想 — 分野別方針

1

土地利用の方針

2

道路・交通体系整備の方針

3

地域資源＋賑わい交流まちづくりの方針

4

美しい景観づくりの方針

5

防災まちづくりの方針

1 土地利用の方針

先祖から引き継いできた土地をよりよい状態で未来の子供達に残します

土地は、過去から引き継いできたかけがえのないものです。

市街地だけでなく、果樹園、里山及び集落が調和した環境を次世代、未来の子供たちに伝え、残していきます。

1-1 土地利用の基本的な考え方

(1) 自然環境の保全と活用

本市を取り囲む豊かな森林は貴重な自然資源です。生物多様性の確保や水源のかん養機能の向上、自然とのふれあいを含め、豊かな自然環境について積極的に保全及び活用を進めます。

(2) 豊かな自然、果樹園と調和した風土づくり

市街地周辺では、自然、果樹園、歴史・文化資産と住宅がまとまりとゆとりを保ち、うるおいのあるまちと里をつくります。

用途地域が未指定の地域については、状況に応じた見直しを行うとともに関係部局との適正な調整の下で開発をコントロールし、緑豊かな果樹園環境を保全します。

(3) 拠点を中心としたコンパクトなまちづくり

本市においても、人口減少・少子高齢化への対応及びスポンジ化した市街地の活用は重要な課題です。用途地域でもある塩山駅南口周辺地域には低・未利用地があることから、都市施設の維持及び集約を進め、用途地域内における計画的かつ効率的な土地利用を図り「コンパクト」なまちづくりを進めます。

塩山市民病院付近には大規模な集客施設の立地等が進んでいることから、効率的な土地利用や周辺土地利用との整合性を図ります。

勝沼支所周辺地域・甲斐大和駅周辺地域も、都市機能が集約していますが、居住や都市機能の集積を図ります。

また、近年は駅を中心とする公共交通のまちづくりの観点から、駅前広場は都市の拠点と位置付けられ、駅前広場が果たす役割は多様化しています。役割の一つに、鉄道と道路交通との結節点としての機能があり、これからは街の顔として都市の広場機能を兼ね備え、地域の活性化に寄与することも求められています。

(4) 住民とともに考える土地利用

代々引き継いできた果樹園や歴史的な街並みを守り続けていくため、地域住民等との話し合いを進めながら、地区計画や景観協定などを結び、みんなでルールを守ることにより、よ

第4章 全体構想 — 分野別方針

り良い街並みづくりを行っていきます。

また、住民やNPO・民間事業者等の自発的なまちづくりの取り組みを支援・推進します。

1-2 土地利用の個別方針

個別方針を示すにあたり、土地利用の構成を「エリア」と「ゾーン」に大別します。

「エリア」は、将来都市構造を構成する大きな要素であり、本市の土地利用の骨格を形成する地域とします。

「ゾーン」は、この「エリア」上に更に土地利用の特性を踏まえた地域として示します。

また、「新たな土地利用の検討ゾーン」は、将来的な土地利用の動向を見据え新たな土地利用の展開を示します。

(1) 土地利用の基本となる「エリア」

① 森林里山エリア

森林里山エリアは、本市の自然環境における主体を形成する森林を保全し、災害の防止や水源のかん養等の公益的な機能や生物多様性の保全機能といった多面的機能を保持するため、積極的な維持を進めるとともに、自然災害等の対策を図ります。

また、景観、防災、自然とのふれあい等の多面的機能に着目し、果樹生産エリアでもあることから周辺の環境との調和に配慮しながら、保全と活用を図ります。特に水辺植生や野生生物の貴重な生息・生育地となっている場所は、生物多様性の観点から保全を進めます。

豊かな資源や地域の景観を活かしながら、保健休養、自然体験レクリエーション、環境学習の場としての活用を図ります。

② 里山果樹園エリア

森林里山エリアに隣接する里山果樹園エリアでは、果樹園の保全を図り、交流施設等を果樹園景観に調和する景観形成を図ります。また、果樹園と住宅、さらには、歴史・文化資産も混在するエリアでもあることから、土地利用のコントロール及び自然災害等の対策を図ります。

【拠点】

■ 甲斐大和駅周辺（地区拠点）

甲斐大和駅周辺は、鉄道や路線バスの交通結末点であり、大和地区の住民や来訪者が利用する場所です。

本地区への入り口として利便性の向上を図ります。

また、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、駅周辺の都市機能強化を図ります。



③果樹園居住エリア

平地部に位置する果樹園居住エリアでは、果樹園風景を守り景観に配慮しながら、観光資源との連携や都市との交流を促進し、観光産業や農業の活性化を図ります。

また、果樹園に囲まれ自然に親しみながら穏やかに生活できる地域として、周辺地域との調和を図りながら無秩序な開発をコントロールするための見直しを図ります。特に市街地に近接する地域においては、現況の建築物や周辺の土地利用との調和に配慮した地区計画等のルールづくり、段階的な都市的土地利用への転用・活用等を進めます。

農村集落地域では、農用地と宅地が共生できる地域環境の形成を図ります。特に地区拠点周辺を地域における生活の拠点として位置づけ、優良農用地の保全に配慮しつつ、都市機能を維持・集約し、利便性の向上を図ります。

【拠点】

■勝沼支所周辺（地区拠点）

勝沼支所周辺は、行政機能、商業施設、教育施設、医療施設、公共交通機能が集積しています。

また、シェアオフィス甲州は、働く場・ネットワークづくりの場として身近な生活を支える拠点の1つです。公共施設等総合管理計画等を踏まえ、都市機能の維持・集約を図り、拠点としての利便性の向上を図ります。



④市街地エリア（用途地域）

市街地エリアは、本市の中心部であり、用途地域に指定されているエリアであります。

都市拠点として計画的に道路や公共施設の整備を進め、都市機能や商業施設と近接する街なか居住地进行を形成し、安全かつ快適で良好な宅地化を図ることにより、市街地への人口集積を進めます。

さらに、塩山駅周辺都市再生整備計画事業により、塩山駅前広場の整備等を進め「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進していくための適正な土地利用を図ります。

【拠点】

■塩山地区中心市街地（都市拠点）

本市の入り口である塩山駅周辺は、鉄道や路線バスの交通結末点として、多くの住民や観光客が利用する場です。本市の顔となる重要な拠点として、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、都市機能を集約し、利便性向上を図ります。

さらに、空き地等の低・未利用地の活用を促し、歴史・文化資産等を活かし、賑わいや交流を担う場として、交流機能、交通結節機能、街なか居住などの集約を図ります。



(2) 土地利用特性を踏まえた「ゾーン」

まちなかゾーン

各地域の特性に応じ、適正な居住密度に誘導していく必要があります。しかし市街地や集落部では、空き地などの低・未利用地がみうけられます。

本ゾーンでは、近隣住民と協力しながら、助け合いによる安全・安心な住環境づくりを目指すとともに、宅地の集約化を図り無秩序な開発の抑制及び都市施設等の計画的な整備を図ります。

・都市拠点ゾーン

都市機能の向上や居住環境の改善を目指し、計画的な都市基盤整備と土地の有効活用を図る中で、拠点性を高め都市機能の誘導に努めます。

・ゆとり居住ゾーン

低層住宅を中心としたゆとりのある住宅地であり、歴史・文化資産のある景観を活用しながら、魅力ある街並みを創出します。

・一般居住ゾーン

中層中密の住宅地として、今後も適度な居住密度を保ち、周辺の果樹園や歴史・文化資産等と共存する緑豊かな住宅地の形成を図ります。

また、特に塩山駅周辺では、都市機能の向上や居住環境の改善を目指し、都市基盤整備とあわせ、空き地などの低・未利用地の活用を促し、土地の有効活用を図ります。

商業ゾーン

江戸時代に開通した甲州街道と青梅街道により、人の往来、様々な品々の取引や商売により、街道宿における商業のまちづくりが進みました。

明治36(1903)年には塩山駅、初鹿野駅(現甲斐大和駅)、大正2(1913)年には勝沼駅(現勝沼ぶどう郷駅)が開業し、さらに多くの人で賑わう商業地が形成されました。

近年は、市街地エリアの人口減少に伴い、空き店舗が増えている一方で、交通利便性の高い市街地周辺部に都市施設や大規模な集客施設の立地が進んでいます。

市街地エリア内における都市施設等の計画的な整備により、歩いてゆっくり買い物でき、街道沿いの地域や温泉街の活性化を図り、空き店舗の利活用等により商店街の再生を図り、住民や来訪者にとって歩いて楽しい魅力ある商業地を形成します。

幹線道路沿道ゾーン

幹線道路沿道の一部を、景観重要公共施設に指定するとともに、指定区域外においても周辺地域の景観に配慮し調和のとれた地域に資する施設の誘導とコントロールを図ります。

(3) 新たな土地利用の検討ゾーン

現状の土地利用や将来的な計画を踏まえた土地利用を検討する「ゾーン」を示します。

このため、地区計画や特定用途制限地域などの都市計画の手法を活用しながら、土地利用をコントロールしていきます。

市街地近郊ゾーン

用途地域の南側にある市民生活拠点を含む周辺地域には、塩山市民病院及び商業施設等の都市施設が立地し、近隣交流圏域からのアクセスの良さから、都市施設の整備が見込まれます。

また、重川沿いの本市及び近隣市を結ぶ幹線道路沿い及び周辺地域は、国道及び県道の整備が進み、交通の利便性の高さから都市施設の整備が見込まれます。このゾーンにおいては、周辺の土地利用及び景観との調和を図るゾーンとして、地区計画や特定用途制限地域等によるルールづくりを進め、適正な土地利用の誘導とコントロールを図ります。

【拠点】

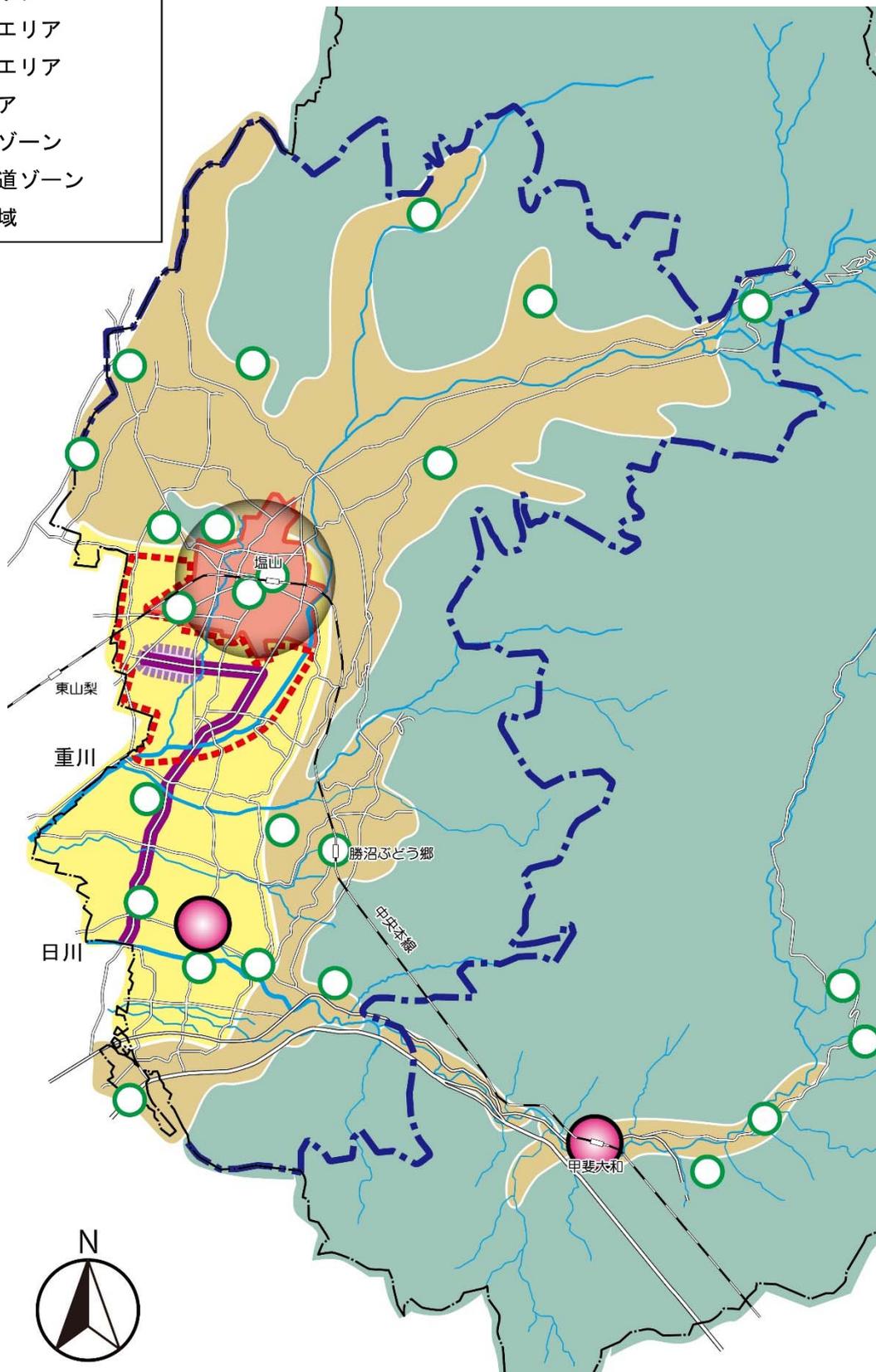
■塩山市民病院周辺地域（市民生活拠点）

塩山市民病院周辺地域は、市道下塩後 22 号線の西側に位置し、周辺には行政機能、医療施設、商業施設が集積し、交通の利便性から市内外の利用客が訪れる生活拠点となっています。

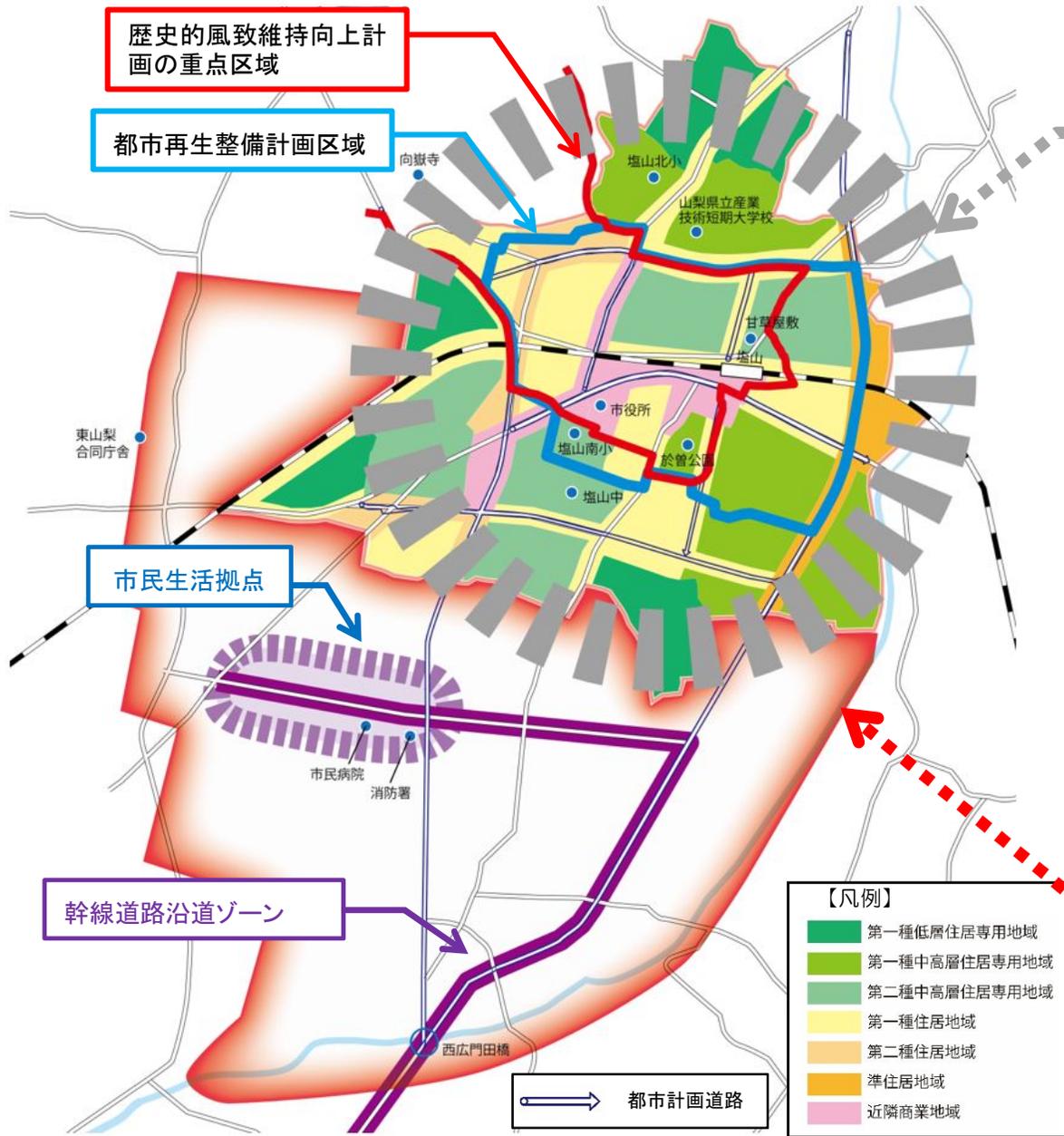
公共交通等による中心市街地との連携を強化するとともに、土地利用のコントロール及び沿道の景観等の形成を図ります。



【土地利用の方針図】



【用途地域（市街地エリア）及び周辺の土地利用の方針図】



歴史的風致維持向上計画の重点区域

都市再生整備計画区域

市民生活拠点

幹線道路沿道ゾーン

- 【凡例】
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域

都市計画道路

用途地域（市街地エリア）

【まちなかゾーン】

■都市拠点ゾーン
都市機能の向上や居住環境の改善を目指し、計画的な都市基盤整備と土地の有効活用を図る中で、拠点性を高め都市機能の誘導に努めます。

■ゆとり居住ゾーン
低層住宅を中心とする住宅地。歴史・文化資産のある景観を活用しながら、魅力あるまち並みを創出。主に第一種低層住宅専用地域が対象。

■一般居住ゾーン
中層中密の住宅地として、今後も適度な居住密度を保ち、周辺の果樹園や歴史・文化資産等と共存する緑豊かな住宅地を形成。主に第一種低層専用地域を除く住居専用地域や住居地域が対象。

【商業ゾーン】
商店街の連続性を保ちながら、まとまりのある商業地の形成を目指す。主に近隣商業地域を中心とした商業地が対象。

【市街地近郊ゾーン】
周辺の土地利用及び景観との調整を図りながら、地区計画や特定用途制限地域等による適正な土地利用の誘導とコントロールを図ります。

2 道路・交通体系整備の方針

誰もが気軽に移動できる道路交通体系の充実を目指します

道路や鉄道は、人々の交流や生活を支える大切な都市基盤です。本市も、江戸時代から続く甲州街道・青梅街道、明治時代に整備された鉄道、その後整備された高速道路、市街地を囲む道路等の様々な交通基盤があり、バスやタクシーなどの交通手段があります。

自家用車の保有率が高く、車での移動が多い生活ですが、環境への配慮や少子高齢化の進行を考え、自転車、バス及び鉄道といった移動手段への転換を促し、子供やお年寄りなどが安全で気軽に移動できるまちを目指します。

2-1 道路・交通体系の基本的な考え方

(1) 道路・公共交通によるネットワークの形成

本市には、市内外及び県外の都市とつながることのできる鉄道や高速道路、各種道路が整備されています。コンパクト・プラス・ネットワークの視点をもとに、都市間・拠点間の連携を強化するために、広域、主要拠点、地域を結ぶネットワークの形成を進めます。

(2) 市内の各拠点をつなぐ交通ネットワークの維持・強化

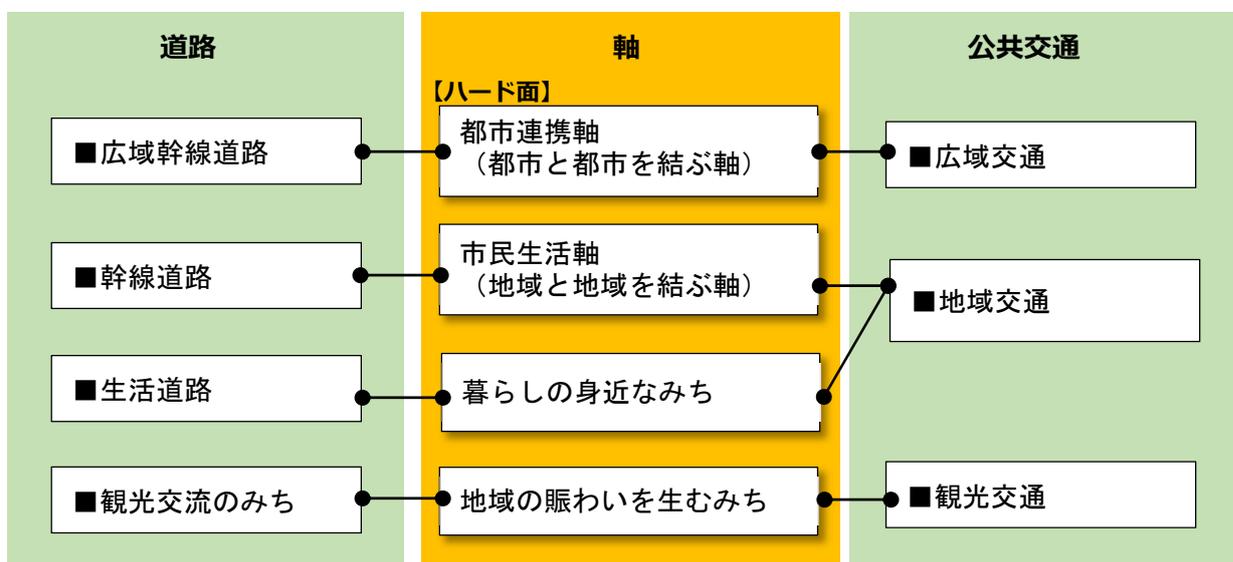
市内の各拠点（都市拠点・市民生活拠点・地区拠点）をつなぐ公共交通ネットワークを強化し、ネットワークの利便性及びアクセス機能の維持・強化を図ります。

(3) いつでも安心して移動でき、歩くことで健康になるまちづくり

いつでも安全に安心して移動できるまちを実現するため、少子高齢化の時代を見据えユニバーサルデザインに沿った歩道及び自転車が通行しやすい環境整備を図り、歩くことで健康になるまちづくりを進めます。

2-2 軸を構成する道路・公共交通の役割

将来都市構造で示されている軸について、その役割ごとに分類し、道路や公共交通との関係性を示します。



2-3 道路の個別方針

(1) 道路ネットワークの構成

道路機能	主な路線名
広域幹線道路	・中央自動車道 ・西関東連絡道路 ・国道20号 ・国道140号 ・国道411号 等
幹線道路	・主要地方道38号（塩山勝沼線） ・主要地方道34号（白井甲州線） ・県道204号線（休息山梨線） ・県道214号（休息勝沼線） ・都市計画道路（塩山バイパス他） ・市道下塩後22号線 等
生活道路	・その他の道路
観光交流のみち	・フルーツライン ・ハイキング、トレッキングコース 等

(2) 道路機能別の整備方針

① 広域幹線道路

広域幹線道路については、本市と他都市を結ぶ軸として、国・県及び関係機関との連携を強化し、計画的な整備の促進を図ります。

② 幹線道路

■ 地域幹線道路

地域幹線道路については、地域と地域を結ぶ路線として、交通の利便性を向上させるため、近隣市町村及び関係機関との連携を図り、計画的な整備の促進を図ります。

特に、市道下塩後22号線は、病院や商業施設などの都市施設があり、市民生活拠点として日常生活を支える路線であり、東西をつなぐ道路として、産業面（業務・商業）での効果が期待できます。

また、西関東連絡道路と国道411号を結ぶ道路の整備は、広域的な移動だけでなく、地域的な移動もスムーズに行えるようになることから、計画的な整備の促進を関係機関に促します。

さらに、市内をスムーズに移動するための市街地を含む環状機能を持つ道路の整備を進めます。

■ 鉄道駅や都市拠点へのアクセス道路

歴史と文化を感じつつ、安全な歩行空間を確保しながら、人にやさしく歩いて楽しい道づくりを図るため、未整備の都市計画街路の整備を図り、周遊性の高い道路整備を進めます。

このことにより、空き地などの低・未利用地の活用を図り、計画的な都市機能の誘導を図ります。

■商業地を形成する道路

中央通りと塩山バイパスは、近隣商業地域に位置し、商業地が形成されるとともに、神社仏閣や塩山温泉等の観光地へつながっています。歩いて楽しめる歩行空間やたまり場の創出、生活・文化・行政等の多様な機能の誘導、空き店舗の活用等により、歩いて楽しめる賑わいのある空間づくりを図ります。

③生活道路

暮らしを支える身近な道は、自然にあいさつが生まれ、安心して歩ける地域の交流が図れる道づくりを目指します。道路の安全性、利便性の向上を目指し、歴史的な景観や果樹園景観を守りつつ、道路整備の課題点について改善を図るとともに、ユニバーサルデザインによる歩行空間の確保を推進します。

また、フラット歩道の整備を促進するとともに、レンタサイクルの取り組みの活用拡大等自転車利用の推進に向けた環境づくりを進めます。

道路パトロールの強化を図り、路面の適切な維持管理に努め、地域の道路に愛着を持ち、美化・清掃・簡易的補修等を行う住民に対し、必要な道具・材料を提供し支援していきます。

④観光交流のみち

■フルーツラインやハイキング、トレッキングコースの活用

フルーツラインは、主要な観光拠点を結ぶだけでなく、景観を楽しんでいただく道路でもあり、地域産業を支える道路でもあります。また、自然環境に恵まれた本市は、ハイキング、トレッキング及びトレイルランなどにも活用いただける道があり、地元住民だけでなく大勢の皆さんに利用いただいています。更なる利活用の向上を図ります。

■ウォーキングコースの整備

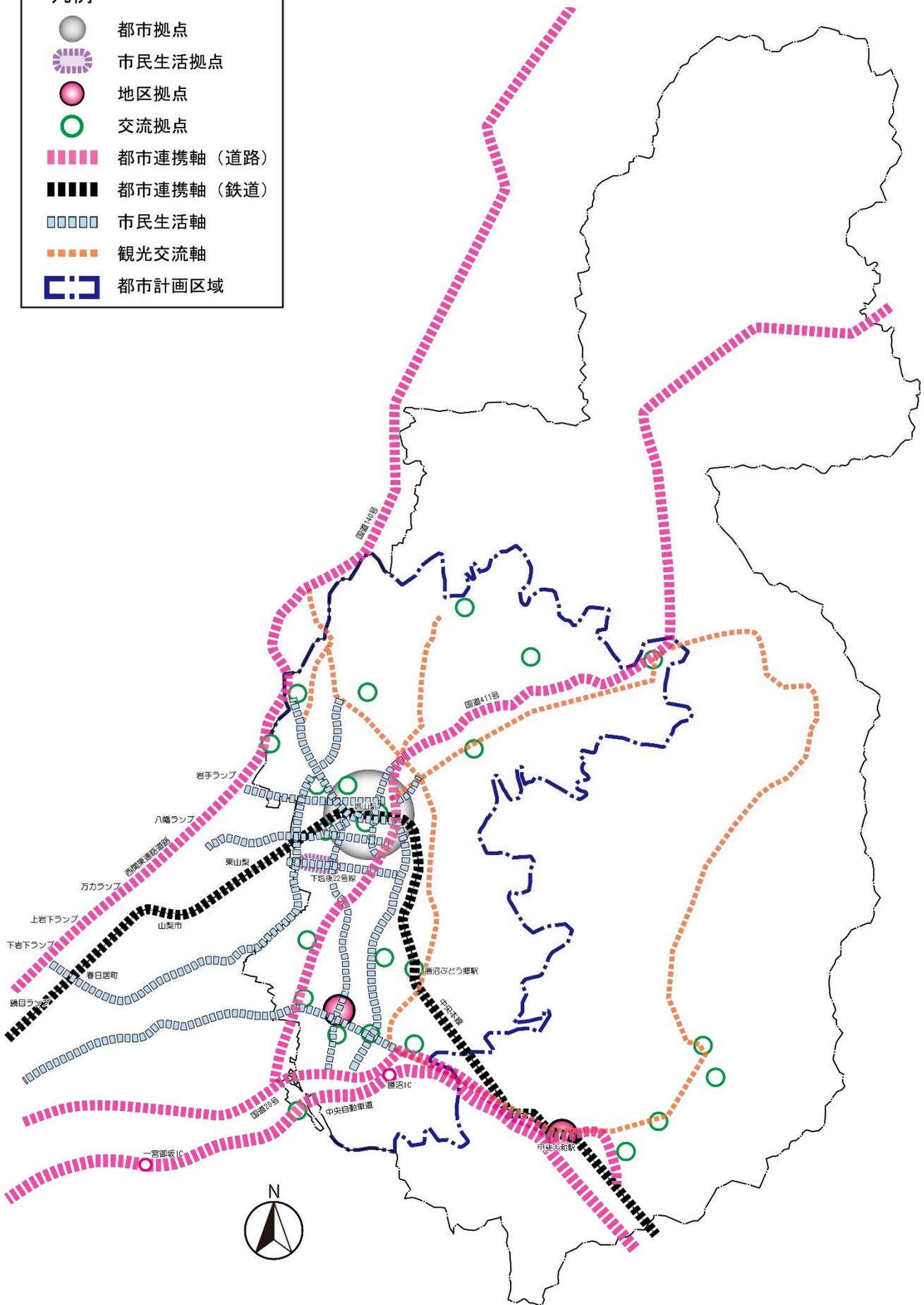
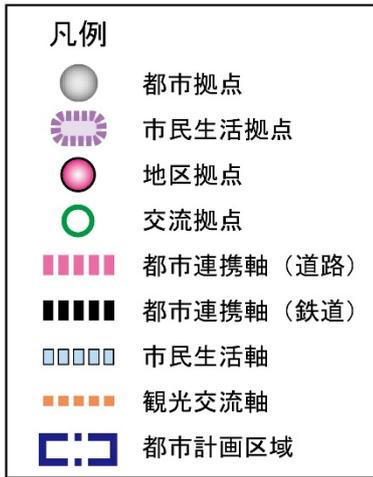
本市ではウォーキングイベントが盛んであり、行政だけでなく住民主催のフットパス（昔ながらの景観を楽しみながら歩くこと）等のイベントが開催されています。ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間及び案内マップや標識などの整備充実を図り、歴史・文化資産や景観を楽しむ散歩道としての活用を図ります。

また、人口減少及び少子・高齢化が進む中、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するためには「健幸＝健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心して自分らしい豊かな生活を送れること）」に対する支援が求められています。各種健康づくり事業とも連携を図りながら、住民の健康づくりの取り組みを進めます。

■自転車道の整備推進

山梨県は、自転車活用推進法の制定をうけ、令和元（2019）年9月に「山梨県自転車活用推進計画」を策定し、「サイクル王国やまなし」を目指していることを踏まえ、本市においてもレンタサイクル事業等を利活用し地域の特性に応じた周遊観光の取り組みを進めます。

【道路・交通体系整備の方針図】



2-4 公共交通体系の個別方針

公共交通機関については、市民ニーズに対応できるよう「甲州市地域交通網形成計画」を踏まえ、自動車交通との適切な役割分担の下、公共交通網の充実を図ります。

(1) 公共交通ネットワークの構成

公共交通の階層	主な公共交通
広域交通	・鉄道（JR中央本線） ・高速バス
地域交通	・路線バス ・デマンドバス ・タクシー
観光交通	・周遊バス ・電動自転車 ・タクシー

(2) 公共交通の整備方針

① 鉄道等の利活用促進

市内にはJR中央本線の塩山駅・勝沼ぶどう郷駅・甲斐大和駅の3つの駅があります。

鉄道は、自動車を運転できない子供や高齢者を含め、誰もが利用できる身近で重要な移動手段であり、地球環境にやさしい交通手段です。そこで、駅周辺のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、自家用車や自転車・バス等からのスムーズな乗り換えを実現する快適な駅前広場の改修及び維持に努めます。

また、各駅は来訪者の玄関口としても重要な位置づけであることから、観光情報の提供や休息できる空間など、快適に過ごせる環境づくりを関係機関とともに進めます。

さらに、首都圏と結ぶ高速バスの維持・利便性の向上を図ります。

② 路線バス網の充実とデマンドバスの運行

市街地及び各拠点間を結ぶ交通として、塩山都市拠点から市民生活拠点、勝沼地区拠点及び大和地区拠点までの公共交通の利便性を向上させ、通勤、通学、買物及び通院など住民の日常生活を支えます。

③ 観光交通の充実

鉄道等を利用して来訪する観光客の移動手段を確保するため、JR中央本線と市内路線バスの接続の改善や観光施設を回る観光周遊バスの運行をバス事業者と調整し継続します。

また、歩く観光を進めるため、「パーク&ウォーク」を検討するとともに、レンタサイクルによる広域観光の取り組みを進めます。

④ 将来的な公共交通への取り組み

将来的な労働人口不足等に対応するため、電動バスや自動運転自動車の運行が試験的に実施され、その運用等について関係機関が検討を始めています。

本市においても、各拠点間を移動する公共交通の自動運転車両の導入の検討を図る等により、安全安心な公共交通網の整備を図ります。

3 地域資源＋賑わい交流まちづくりの方針

固有の地域資源を活かし、人々が交流し賑わうまちを目指します

本市の自然、歴史・文化資産等は、独自の地域資源となっており、まちに大きな魅力をもたらしています。「甲州市歴史的風致維持向上計画」及び本市を含む峡東地域の果樹農業が「日本農業遺産」に認定され、山梨県、埼玉県、長野県及び東京都は「甲武信ユネスコエコパーク」に登録されました。今後は、これらの地域資源を守るだけでなく活用することで、まちの魅力をさらに高めていくことが重要です。

様々な地域資源について、その特性に合わせて適切に整備し活用を進め、市民のまちへの愛着を育むとともに、人々が交流し賑わう場として成長するまちを目指します。

3－1 地域資源＋賑わい交流まちづくりの基本的な考え方

代々受け継がれてきた地域固有の歴史や文化といった資源を守りながら、市内外へ発信し、本市へ人を呼び込み賑わいを生み出すための活用を図ります。

また、水と緑といった自然環境を活かし、人々が交流できる水・緑の拠点の整備やこれらをつなぐネットワークの形成を図ります。

実現に向けて地域住民と行政の協働による取り組みを進めます。

3－2 地域資源＋賑わい交流まちづくりの個別方針

(1) 歴史・文化を活かし賑わいや潤いにつなげるまち

①歴史・文化を重視したまちづくりの誘導（面としての保全・活用）

「甲州市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史・文化資産の特性や地域特性を踏まえ、地域住民との協働により保全と活用を図ります。

歴史的風致維持向上計画の重点区域においては、景観計画に基づき個性ある景観の維持・形成を図ります。

併せて、散策を楽しめるようなルートやサイン、スポットの整備等を図ります。

②点在する歴史・文化資産や果樹園景観等を結ぶ歩くルートの形成（つなぐ線）

果樹園景観は、地域の歴史・文化を実感できる資産として、維持・形成し景観の連なりが実感できる散策ルートの整備を進めるとともに、沿道の住宅等と連携し、繋がりのある景観の形成を図ります。

さらに、フットパス等のウォーキングイベントに活用できる散策及び案内ルートマップ・標識など、甲州市サイン計画に基づいたサイン整備を進めます。

③景観を楽しむ視点場（ビューポイント）の整備や、 観光資源としての歴史・文化資産の保全・活用（点）

果樹園景観を望むことができる視点場（ビューポイント）の設定や、地域の歴史・文化資産をさらに発掘し、新たな観光資源として誘客につなげていくため保全・活用を図ります。

また、果樹園景観と併せて住宅地における生垣の形成や、昔からの集落における古木の保全など、地域の特性に合わせた景観の創出に努めます。

④協働による自然・歴史・文化による魅力づくり

ボランティアやまちづくり団体等と連携し、まちの案内や魅力ある歴史・文化資産やスポットの発掘等に取り組み、市民一人ひとりが市の自然や食文化、歴史・文化資産を理解し、住民によるおもてなしの底上げを図ります。

市内のまちづくり組織と協働し、歴史・文化資産の発信とともに、地元文化を意識した景観の整備・誘導、地域の賑わいづくり等に取り組みます。

また、基盤となる公園だけでなく、神社仏閣、果樹園など、身近なオープンスペースの活用を検討します。

その他、学校教育やコミュニティ活動における歴史・文化資産の活用、身近な緑や環境、生物多様性等について学ぶ環境学習等の取り組みなど、さまざまな場面で本市の歴史・文化資産を意識できる取り組みを進め、まちの愛着につながるまちづくりを図ります。

（2）自然を活かす賑わい交流づくり

少子・高齢化や人口構造の変化を背景として、公園・広場に対するニーズも多様化していくことから、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮して、健康づくり、コミュニティの場づくり、更には防災まちづくり等の他分野にわたる視点を持ちながら地域に親しまれる公園を活用した交流を図る。

①歴史を感じる公園

歴史公園「甘草屋敷」、於曾公園

塩山駅周辺の市街地に位置し、歴史の深みを感じさせる文化財でもある甘草屋敷や於曾公園は、歴史や季節の行事を楽しむ場として、文化財を活かした整備と活用を図ります。

②スポーツ、レクリエーションを楽しむ公園

塩山ふれあいの森総合公園、甲州市・オルビスの森

自然とのふれあいの場の場、世代を超えてスポーツやレクリエーションを楽しむ健康づくりの場として、整備と活用を進めます。

③身近な公園

近隣公園：勝沼中央公園

**街区公園：於曾第2公園、塩後ふれあい公園、勝沼ぶどう郷駅前公園、勝沼健康公園、
祝青空公園、上岩崎公園、等々力公園、四季の里公園、山御崎坂公園、
勝沼ぶどう郷駅前第2公園**

市街地にある街区、近隣公園については、身近な集いや憩いの場所としての機能充実を図ります。また、日々の維持管理を徹底し、老朽化が進行している公園については、利用者や地域のニーズに合うようリニューアルを進めます。

さらに、身近な公園が少ない地域については、公共公益施設などとの一体的な公園整備を図ります。

④水辺公園

小佐手水辺公園 他

本市には、重川をはじめとして市街地内に水とふれあえる場所があります。これらは市内の景観を特徴づけ、住民の生活に潤いを与えています。このような場所を水の拠点として捉え、河川並木や親水護岸の整備、水質浄化等を促進し、うるおいある水の景観づくりを図ります。

また、今後も住民参加による良好な水環境づくりを進めていくため、河川清掃等を行う団体等の支援を進めます。

⑤水のネットワーク

重川、日川

河川沿いや沿道緑化などにより連続性のある水と公園のネットワークを形成します。

市街地周辺を流れる河川は、豊かな自然環境を感じることでできる空間として活かし、生態系への配慮や都市緑化との連続性を感じさせるネットワークを形成します。さらに、地域風土を感じさせる水路（堰）の活用を図ります。

(3) 協働する場づくり ～公共公益施設のあり方～

①公共公益施設の整備充実

持続可能なまちづくりに向けて、甲州市公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化等及び様々な機能を持つ複合公共施設の検討を進めたいうえて、適切な公共施設等の整備及び配置管理に努めます。

また、周辺自治体等と連携した施設の整備や利活用を促進するとともに、情報ネットワーク等により情報を共有化し、利便性の向上を図ります。

第4章 全体構想 — 分野別方針

■福祉関係施設

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすい福祉関係施設の充実を図るとともに、高齢者施設、障害者施設及び児童福祉施設等との連携を強化し、地域の住民の交流を図ることができる機会の実現に向け検討します。

■教育施設

安全で快適な教育環境を目指し、甲州市学校施設長寿命化計画及び甲州市学校施設個別施設計画に基づき、将来的な児童・生徒数の動向を踏まえ、施設規模の適正化等を検討します。

■集会施設

地区ごとに整備されている公民館については、地域コミュニティの核として施設内容の充実や各種支援を推進するとともに、避難所としての役割もあることから、災害対策品や備蓄品の充実を図ります。

■文化関連施設

施設整備や活動については周辺自治体等との連携を強化し、既存施設についても施設を活かした再整備を含め有効な利活用を検討します。

■水道施設

本市は地形的特徴から複数の水源を有し、安全安心で清廉な水道水を配水するため、「新水道ビジョン」による「持続」「安全」「強靱」に関する取り組みを進め、維持管理及び経営を図ります。

■下水道施設

本市の資源であるきれいな水を守るため、住宅密集地など、公共水域の水質向上に効果の高い地区を優先して整備を進めます。

また、既存の管渠については、長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

さらに、下水道区域外については、河川上流部地区への市設置型合併浄化槽の普及を推進します。

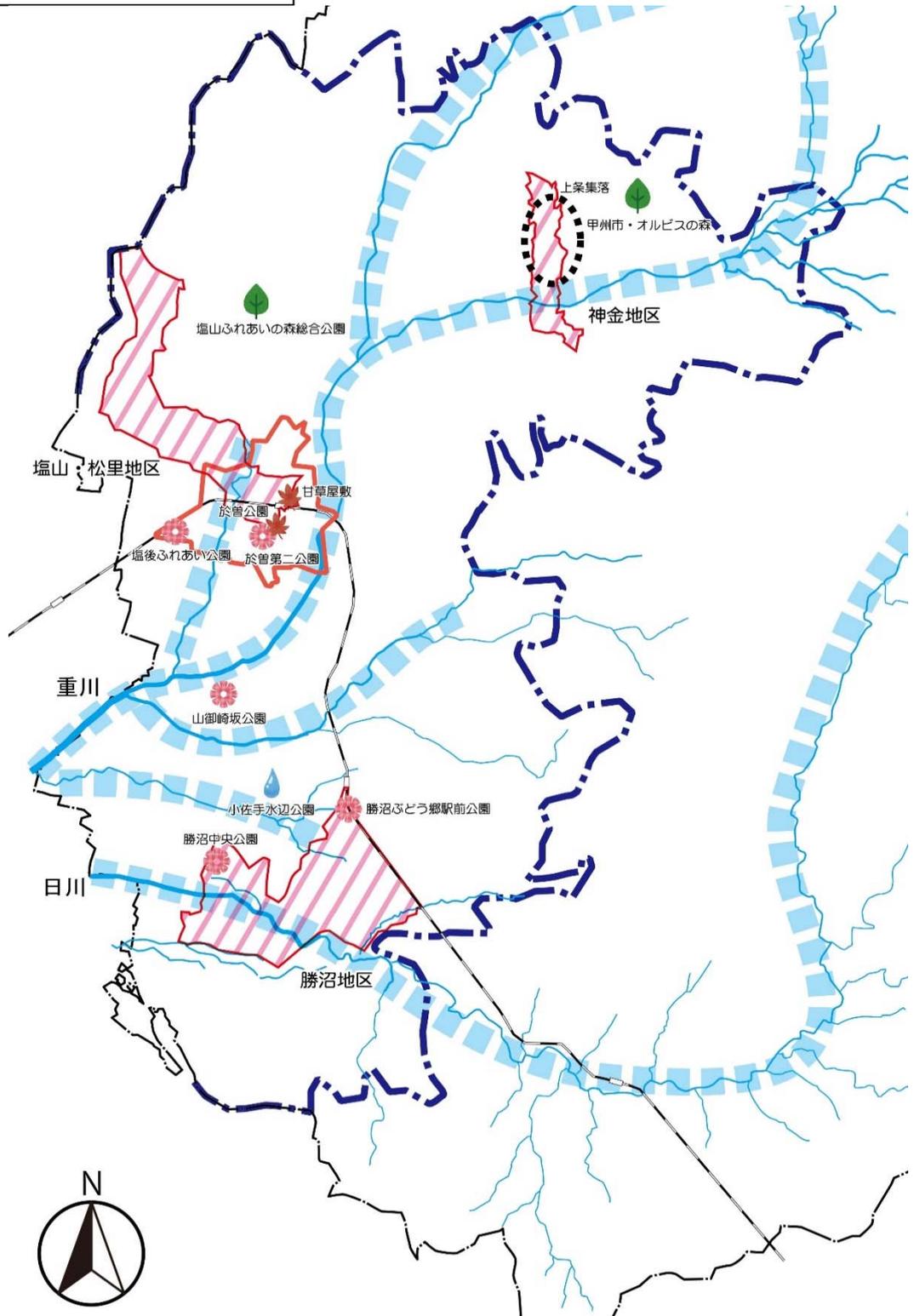
■ごみ焼却施設、汚物処理施設

甲府・峡東クリーンセンターでごみの適正な処理を進めつつ、循環型社会の形成を目指し、リサイクルステーションによる分別収集や3R運動など、ごみの減量化に向けたライフスタイルへの展開を進めます。

また、平成15（2003）年に整備された甲州市環境センターし尿処理場の長寿命化を図ります。

- 凡例
-  歴史的風致維持向上計画の重点区域
 -  歴史を感じる公園
 -  スポーツ等を楽しむ公園
 -  身近な緑（都市公園）
 -  水の拠点（親水公園）
 -  水と緑のネットワーク
 -  市街地エリア
 -  都市計画区域

【地域資源+賑わい交流まちづくりの方針図】



4 美しい景観づくりの方針

美しい景観をこれからも育てていきます

景観は、魅力と風格を決定する重要な構成要素であり、これまで培われてきた文化の集大成といえます。また、住民にとっては、ふるさとへの愛着と誇りを身近に感じられる最も重要な財産の一つです。

景観は、長い歴史の中で培われた文化や住民の暮らしぶりが反映されたものであり、長い期間をかけて少しずつ育てていくものです。

歴史ある景観や美しい自然景観、農業を支える景観など様々な景観を今後も協働して守り、より美しい景観を将来に向けて育てていきます。

4-1 美しい景観づくりの基本的な考え方

本市の独自の景観は、産業、観光、文化等の様々な分野において関わりが深く、人々の生活に密接に関わっています。本市らしい景観を次世代に引き継いでいくために、「景観計画」に基づき、広く市民が共有すべきまちの資産として認識し、育ていけるよう意識向上を図ります。

恵まれた自然環境や主要産業である農業による「眺望景観」、地域固有の歴史や文化等によって成り立ってきた「地区景観」を守り育ていくため、土地利用のコントロールや誘導を図ります。

4-2 美しい景観づくりの個別方針

(1) 眺望景観の形成

本市は、1,784mもの標高差のある地形を有しており、富士山や南アルプスなどの眺望が特に良好です。これらの特徴的な眺望地点においては、景観資源の保全や景観を守るための地区計画等の施策を検討しています。

高台から見下ろす果樹園、盆地である街なかから見渡せる山並み等の良好な景観を形成する重要な要素を守り育てます。

(2) 自然・歴史・文化等の魅力を活かした景観の形成

本市は、日本農業遺産に認定され、さらに世界農業遺産の登録及び文化的景観の認定を目指すなど、生活やなりわいから生み出された景観を守り活かす取り組みが進められています。

地域住民と協働し、景観形成に関する取り組みや地区計画等により良好な景観の維持を図ります。

①個性ある地区景観の環境整備

■まちのゾーン

商業施設、住宅等の都市機能が集積する区域。建築物、工作物等の新築、増改築等を行う際には、伝統的な建築様式等を参考に、本市らしい美しく良質な景観形成を図ります。

■**農地・集落のゾーン：平地農地・集落ゾーン**

盆地の平野部に立地する農地・集落。特に果樹栽培の推進を中心に、美しい農地と集落が一体となった環境づくりを目指します。

■**農地・集落のゾーン：里山農地・集落ゾーン**

山裾付近の傾斜地に立地する農地・集落。鳥獣害等による農作物被害防止を進め、農業の振興を図りながら、耕作放棄地への対応や無秩序な土地利用のコントロール等を図り、農山村景観を保全します。

■**森林のゾーン：里山森林ゾーン**

集落や歴史的建造物等の背景となる区域であり、自然を身近に感じられる場及び自然に関わるレクリエーションの場としての整備や、眺望地点の確保を図ります。

■**森林のゾーン：山岳森林ゾーン**

自然植生を保全すべき区域とし、地形や豊富な自然を活かしたレクリエーションの場としての整備、眺望地点の確保を図ります。

■**森林のゾーン：自然公園ゾーン**

隣接する自治体とともに自然公園（秩父多摩甲斐国立公園）、甲武信ユネスコエコパークに指定されている区域でもあることから、自然公園法に準拠し、連携を図りながら、自然環境の保全を進めます。

②**良好な景観の維持保全に向けた規制・誘導**

本市全域が景観計画区域となっています。そこで、建築物や工作物等の新築、増改築等、一定規模を超える開発行為等を行う際には、景観法、建築基準法、甲州市景観条例等による景観形成に影響を与える行為の制限や誘導の条件を示すとともに、調和のとれた良好な景観形成を図ります。

③**果樹園景観に調和する各種施設の景観誘導**

農業施策と連動して耕作放棄地の減少を図るなど、果樹園景観を保全します。

また、果樹園を望む場所では視界を遮らないような配慮を行い、建築物や工作物等を整備する場合には、果樹園と調和する色彩や素材を適用し、良好な景観づくりを進めます。

【コラム】「日本農業遺産」と「文化的景観」

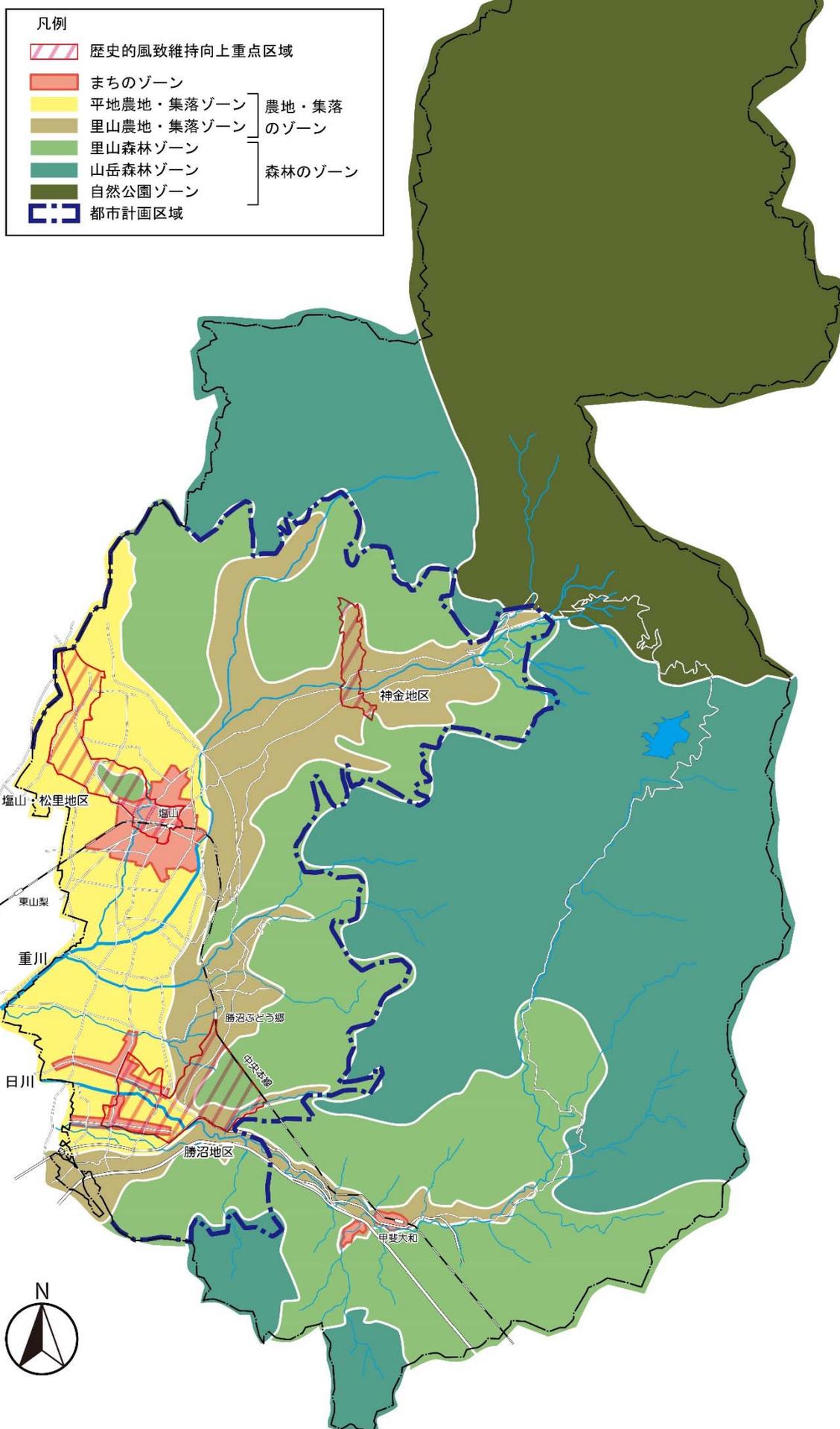
■**日本農業遺産**：甲州市を含む峡東地域の果樹農業は、栽培果樹の多様性やその歴史、先人から引き継がれてきた優れた技術、果樹が織りなす四季折々の美しい景観などが高く評価され、農林水産大臣から平成 29（2017）年 3 月に「日本農業遺産」に認定されました。

■**文化的景観**：人が地域の自然（地形や地質、気象条件など）と巧みに付き合いながら生活・生業を営むことで生まれた景観のことで、平成 16（2004）年の文化財保護法改正により誕生した文化財のひとつです。本市では「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」を主体とした県内初の重要文化的景観選定を目指しています。



第4章 全体構想 - 分野別方針

【美しい景観づくりの方針図】



5 防災まちづくりの方針

安全・安心に暮らせるまちを目指します

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災から、自然災害への対応は、日常的な備えだけでなく、災害発生時の迅速な初動体制の確立や被災者への支援など、人と人の繋がり・地域コミュニティ・情報ネットワーク構築等の重要性が改めて認識されました。

建物が密集する市街地では燃えにくい建物を増やしたり、避難できる道や場所を確保したりといった、災害に強く安全・安心に暮らせるまちを目指します。

また、行政の取り組みだけではなく、地域で互いに助け合い、連携しながら、住民が主体の安全・安心なまちづくりに取り組み、日頃から災害に備えておくことも大切です。

5-1 防災まちづくりの基本的な考え方

(1) 災害対策としてのまちの整備

近年、地球温暖化を背景に、台風や異常気象による局地的な集中豪雨など、全国各地で想定外の自然災害が発生しています。

本市の特徴である豊かな自然環境を維持する中で、治山・治水対策を進めます。また、街なかにおける各種建物、施設の耐震化等の対策を進めます。

また、様々な災害に対応できるよう人々の避難や備蓄等に関する防災機能を備えた施設、拠点の整備を行います。

(2) 防災の意識づけと災害発生時の体制

災害の種類、規模の想定が難しい中で、今後も、「自助」・「共助」・「公助」の考え方を踏まえ、行動することが重要です。市民がそれぞれの視点をもとに適切な対策がとれるよう、日頃からの意識づけや情報発信を行うとともに、地域における「地区防災計画」及び「避難所運営マニュアル」の作成の推進を図ります。

また、災害が発生した際には、いち早く市街地の機能を回復させる必要があることから、復興のまちづくりに向けた体制を図ります。

5-2 防災まちづくりの個別方針

(1) 災害に強いまちづくり

① 災害に強い都市構造の形成

「甲州市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設や避難場所に指定されている公民館等の環境整備を図ります。

また、延焼をくい止める道路、公園、緑地、河川などのオープンスペースを整備し、災害の拡大を未然に防ぐ都市づくりを進めます。

さらに、災害時の活動を支える避難路ネットワークの整備を図り、道路や橋梁などの耐震化を進め、ライフラインの耐震化を図ります。

災害時の対策として、消火用水や生活用水としての河川の活用や、防災公園・防災拠点の

第4章 全体構想 — 分野別方針

整備を図ります。

また、大規模な異常気象により、社会経済活動に甚大な障害が生じた際には、新たな都市構造や土地利用を検討する必要があります。しかし、大規模災害が発生した後では、被災状況等によりまちづくりを新たに検討することが難しい場合もあります。

そのため、平常時から災害復旧活動も含めた災害に強いまちづくりをどのように進めていくのかを、関係機関や住民等と調整を図ります。

②土砂災害（土石流・がけ崩れ・地すべり）及び治水対策の推進（治山・治水対策）

関係機関と連携し、土砂災害防止対策工事等を推進するとともに、主要産業に関わる農地を保全するために、農地防災事業を推進し、無秩序な開発行為抑制のほか、水源かん養林などの保全を図ります。

また、水害に強いまちとするため、河川や用排水路を適切に管理し、必要な整備を図ります。用排水路については、地元との協働による維持管理体制を確立し、より良い状態の維持に努めます。

さらに、災害の発生に備える意識の高揚を図るため、土砂災害警戒区域及び洪水・浸水想定区域を指定した「甲州市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知啓発に努めます。

（2）防災拠点の整備・充実

①防災拠点の充実

地震や火災などの災害時の避難地・避難所として、公園、公民館及び小中学校等の公共施設が指定されています。

また、災害が発生した際には、公園等は救援活動や復旧活動の拠点となることから、防災拠点となる公園や広場の機能拡充及び適切な維持管理を図ります。

②情報通信システム等の活用・整備

身近な危険地域等を示した「甲州市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用するとともに、緊急時には災害に関する正確な情報を速やかに発信できるよう防災無線、防災メールなどの様々なシステムの整備を図ります。

（3）住民同士の助け合いによる防災の推進

防災対策の基本は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことから、市では防災訓練やシェイクアウト訓練等を通じ、地域ぐるみの意識啓発を行っています。

今後も、「自助」として、住民の防災に対する意識向上を図り、住民自らが考え、行動できるような取り組みを進めます。

また、「共助」として、地域全体において住民同士の助け合いやボランティアなどの取り組みを進めます。

さらに、「公助」として、日頃から防災訓練等により防災への意識を高めるとともに、避難勧告等に関するガイドラインに基づく速やかな各種情報の提供などの支援を図ります。

【防災まちづくりの方針図】

